

○ 愛知県都市職員共済組合保養所職員住宅管理規程

(昭和 52 年 6 月 6 日)
(昭和 52 年規程第 5 号)

改正 平成 6 年 7 月 1 日規程第 6 号
平成 15 年 2 月 27 日規程第 2 号
平成 17 年 11 月 30 日規程第 3 号

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合職員就業規程（昭和37年愛知県都市職員共済組合規程第 3 号）第56条の 2 第 2 項の規定に基づき、必要な事項を定める。

（平 6 規程 6・一部改正）

第 2 条 この規程において「住宅」とは、愛知県都市職員共済組合が設置した保養所（以下「保養所」という。）に勤務する職員（以下「保養所職員」という。）がその事業の円滑な運営に資するため、保養所に勤務する職員が居住する次の住宅をいう。

住宅の表示

愛知県田原市中山町明和161番地

居宅

- (1) 不燃性軽量鉄骨平屋建コロニアル葺
床面積 67.51平方メートル 2戸
- (2) 不燃性軽量鉄骨平屋建コロニアル葺
床面積 67.51平方メートル 2戸

（平 17 規程 3・一部改正）

第 3 条 支配人は、保養所職員の内業務上必要があると認めるときは、住宅に入居させることができる。

（平 6 規程 6、平 15 規程 2・一部改正）

第 4 条 入居者は、住宅を善良な管理のもとに使用しなければならない。

2 支配人は、入居者に対して家族数等の異動による住宅の転居等、住宅の管理上必要な指示をするものとする。

（平 15 規程 2・一部改正）

第 5 条 入居者は、住宅を滅失し又はき損したときは、直ちにその旨を支配人に届け出なければならない。

2 前項の場合において滅失又はき損が入居者の責に帰すべき理由により生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

（平 15 規程 2・一部改正）

第 6 条 入居者は、支配人の許可なく改造、模様替等の工事を行ってはならない。

2 入居者は、支配人の許可を受けて前項の工事をしたときは、当該住宅を退去するときは現状に回復し又は支配人の指示に従わなければならない。

（平 15 規程 2・一部改正）

第7条 入居者は、保養所職員の身分を失したときは、すみやかに住宅を退去しなければならない。

第8条 入居者は、支配人が別に定める額の使用料を毎月末日までに納入しなければならない。

2 月の中途において入居又は退去した場合の使用料は、日割により計算した額とする。

(平15規程2・一部改正)

第9条 次の各号に掲げる費用は入居者の負担とする。

- (1) 水道、電気及びガスの使用料
- (2) 共同附帯設備の維持管理に要する費用
- (3) その他住宅に必要な費用

第10条 入居者は、その入居した住宅に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を同居させようとするときは、支配人の承諾を受けなければならない。

(平15規程2・一部改正)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公告の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に住宅に入居している者は、この規程により入居したものとみなす。

附 則 (平成6年7月1日規程第6号)

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月27日規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月30日規程第3号)

この規程は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合保養所職員住宅管理規程は、平成17年10月1日から適用する。